



## 住民基本台帳カードの無料 交付期間は3月31日までです

**住民課住民係** TEL934-2241  
無料交付期間終了後の交付手数料は500円です。住民基本台帳カードは、公的な身分証明書(顔写真付き)やe-Tax(電子申告)用のカードとして利用できます。※e-Taxに利用する場合は別途公的個人認証サービスの手続き(手数料500円)が必要です。

## 3月は『自殺対策強化月間』です

**健康福祉課福祉係** TEL934-2278  
全国の自殺者数は年間約3万人、福岡県においても、1,300人前後で推移しており、大きな社会問題となっています。このため国は、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係民間団体等とも連携して、重点的に広報活動を展開しています。自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも救いを求めており、言葉や行動などから何らかのサインを発信しています。そのサインを、周囲にいる人たちが敏感に気づくことが大切です。地域一人ひとりの『気づき』により、専門機関への相談を勧めて、皆で自殺予防につなげましょう。《こんなサインが多いときは注意!》  
■うつ病の症状(気分が沈む、眠れない、意欲がない等)  
■原因不明の身体の不調が続く  
■酒の量が増える  
■投げやりな態度が目立ち、安全や健康が保てない  
■仕事の負担が急に増える  
■職場や家庭でサポートが得られない  
■本人にとって価値あるもの(職、地位、家族、財産)を失う  
■重症の身体の病気にかかる  
■自殺を口にする  
■自殺未遂に及ぶ

## 嘱託職員を募集します

**健康福祉課** TEL934-2243  
**地域包括支援センター** TEL934-2249  
応募される方は、応募書類を担当係まで提出してください。郵送の場合は、受付期間最終日の消印があるものまで受け付けます。※いずれの職種も、平成25年4月1日現在で満65歳以上の方は、応募できません。  
◆応募職種  
①看護師(介護高齢者福祉全般)  
②社会福祉士(宇美町地域包括支援センター)  
◆募集人員 ①、②とも各1名  
◆受付締切 3月22日(金) ※試験日は3月下旬  
※その他、資格要件、給与、応募書類等はお問い合わせください。  
◆申込・問い合わせ  
上記問い合わせ先へそれぞれお問い合わせください。  
①は健康福祉課介護高齢者支援係へ  
②は宇美町地域包括支援センターへ

## 町税等の納付は 口座振替が便利です

**税務課収納対策係** TEL934-2269  
口座振替は、申込み月の翌月(翌期)からできます。ご希望の方は、税務課窓口備付けの口座振替依頼書に金融機関届出印を捺印のうえ、提出してください。ただし、ゆうちょ銀行口座での振替をご希望の場合は、ゆうちょ銀行の窓口で直接お申込みください。[口座振替ができる金融機関] 福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡県中央信用組合、粕屋農業協同組合、ゆうちょ銀行の5つの金融機関

## 日曜納税窓口終了のお知らせ

コンビニ収納サービスの導入により納付機会が拡大したことを受けて、毎月第4日曜日に開設しております「日曜納税窓口」は平成25年3月で終了いたします。

## 平成25年度固定資産税 課税台帳閲覧のお知らせ

**税務課固定資産税係** TEL934-2242  
地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を閲覧に供します。閲覧できる方は、本人(代理の場合、委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人、借家人等です。  
◆閲覧場所 役場税務課  
◆閲覧開始日 4月1日(月)  
◆閲覧時間 8時30分～17時15分  
※土曜日、日曜日、祝日は除く。  
◆閲覧手数料  
4月1日(月)～5月31日(金)…無料  
6月1日(土)以後…1納税者(共有含)につき300円  
※閲覧される方は、印鑑または納税通知書、課税明細書等関係書類をお持ちください。  
※相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類(戸籍等)、借地・借家人の場合は契約書等提示してください。

## 平成25年度土地及び家屋の 価格等の縦覧帳簿の縦覧の お知らせ

**税務課固定資産税係** TEL934-2242  
地方税法第416条の規定により、土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿を縦覧に供します。縦覧できる方は、土地及び家屋の納税者です。  
◆閲覧場所 役場税務課  
◆閲覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)  
※土曜日、日曜日、祝日は除く。  
◆閲覧時間 8時30分～17時15分  
※縦覧される方は、印鑑または固定資産税納税通知書・課税明細書等をお持ちください。

## 福祉タクシー利用券のお知らせ

**健康福祉課福祉係** TEL934-2278  
**介護高齢者支援係** TEL934-2243

平成25年度の福祉タクシー利用券の申請受付を4月1日(月)から役場健康福祉課福祉係③番窓口、介護高齢者支援係④窓口で行います。福祉タクシー事業は、タクシーの初乗り料金を助成する制度です。  
◆対象者 次のいずれかに該当する在宅生活者の方  
※入院中、施設入所中の方は対象になりません。  
①介護保険認定者要介護以上(要支援1、2は対象になりません)  
②身体障害者手帳1級、2級  
③療育手帳A判定  
④精神障害者保健福祉手帳1級、2級  
⑤特定疾患医療受給者  
◆助成内容  
【月当たり利用回数】  
・対象者①(介護保険認定者要介護以上)は、2枚(年間24枚)  
・対象者②～⑤(身体障害者等)は、3枚(年間36枚)  
※障害者福祉タクシー利用券は、4月1日から、現在の月4枚(年間48枚)から、月3枚(年間36枚)交付に変更となります。(ただし、人工透析受診者で身体障害者手帳1級・2級所持者は月4枚(年間48枚)交付)  
【助成金額】 初乗り料金(550円を限度とする)  
◆申請に必要なもの  
①対象者であることを証明する書類(介護保険証・障害者手帳・特定疾患医療受給者証等)  
②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)  
③写真(スナップ可、但し、顔が縦3cm×横3cm以内に収まったもの)

## はり・きゅう利用券のお知らせ

**健康福祉課介護高齢者支援係** TEL934-2243

平成25年度のはり・きゅう利用券の申請受付を4月1日(月)から役場健康福祉課介護高齢者支援係④番窓口で行います。はり・きゅう施術費補助事業は、町指定の治療院ではり・きゅうの施術を受けたときに1,000円助成する制度です。  
◆対象者 満65歳以上の方  
※入院中・施設入所中の方は対象になりません。  
※平成25年度から対象年齢は満60歳から満65歳以上に変更(広報1月号に変更のお知らせ掲載済)となりますが、経過措置として、昭和28年4月1日以前に出生された方は、65歳に到達してなくても支給します。  
◆助成内容  
《支給枚数》1か月当たり3枚とし、申請月より年度末(3月)までの月数を乗じた枚数  
《助成金額》施術1回につき1,000円(1,000円を超えた金額は個人負担)  
◆申請に必要なもの  
①年齢を証明する書類(健康保険証・介護保険証等)  
②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)

## 就学援助制度のお知らせ

**学校教育課** TEL934-2245

この制度は、経済的な理由によって就学することが困難な宇美町内の小・中学校に在籍する児童生徒を持つ保護者で、基本的に宇美町内に住所を有し、かつ、現に居住している方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を援助するものです。生活保護を必要とする程度に困窮している方、またはこれに準ずると認められる方を対象としており、前年度の所得によって審査を行います。申請を希望される方は、学校または学校教育課で申請書を受け取り、在籍する学校に提出してください。

## 宇美都市計画「都市計画道路の 変更(変更・廃止・一部廃止)」決定 のお知らせ

**都市整備課** TEL934-2244

★福岡県都市計画審議会により、下記のとおり決定しました。  
◆審議会実施日時、場所  
2月1日(金)14時～、吉塚合同庁舎特6会議室  
◆宇美都市計画「都市計画道路の変更」について(福岡県決定)  
①3・3・1号 志免宇美線  
②3・3・2号 粕屋宇美線  
③3・3・9号 大野城長谷線  
④3・3・10号 木河太宰府線  
⑤3・4・6号 四王寺坂若草線  
⑥3・4・8号 辻荒木佐谷線  
⑦3・4・11号 下宇美炭焼線  
この7路線について、変更・廃止・一部廃止が決定されました。  
★宇美町都市計画審議会により、下記のとおり決定しました。  
◆審議会実施日時、場所  
平成24年12月21日(金)14時～、役場2階大会議室(左)  
◆宇美都市計画「都市計画道路の変更」について(宇美町決定)  
①3・3・7号 長谷辻荒木線  
②3・4・12号 西明寺湯ハカシ線  
③3・4・13号 早見原田線  
④3・4・14号 早見木河線  
⑤3・4・15号 平成ひばりヶ丘線  
⑥3・4・16号 木河志免線  
⑦3・4・17号 正法障子岳線  
⑧3・4・18号 障子岳山ノ内線  
⑨3・4・21号 西明寺下宇美線  
この9路線について、変更・廃止が決定されました。  
◆3月5日(火)に、都市計画法20条に基づき、変更告示を行いました。  
なお、当該都市計画図書については、下記問い合わせ先にて公衆の縦覧に供しています。また、町および県のホームページにも掲載しています。  
◆問い合わせ  
都市整備課または、  
県建築都市部都市計画課行政係  
TEL643-3711